

「姉妹都市提携 45 周年 ケローナ訪問事業」実施要項

1 目的

春日井市と姉妹都市提携を結んでいるカナダ・ケローナ市へ訪問し、ケローナ市民との異文化交流を体験することで、国際理解を深め、姉妹都市交流の推進を図るため。

2 事業の概要

(1) 訪問先

カナダ ブリティッシュコロンビア州 ケローナ市

(2) 訪問時期及び期間

令和 8 年 8 月 22 日(土)～28 日(金) 7 日間

(3) 訪問人数

6 名(高校生・大学生) ※最少催行人数 2 名

(4) 参加費

ア 1 人あたり 40 万円

セントレア～ケローナ間の渡航費(往復)、海外旅行保険代、滞在中の宿泊費・交通費・食費(朝昼夕)を含みます。

※海外旅行保険については、別紙をご確認ください。オプション特約は、旅行中断費用補償特約にのみ加入します。

イ 上記以外の費用(パスポート・eTA 取得費、超過手荷物料金、通信費、やむを得ず帰国する場合の費用等)については、参加者の負担となります。

(5) 宿泊

ホームステイ 5 泊、機中 1 泊

※ホームステイ先を確保できなかった場合は、コテージでの宿泊を予定しています。

(6) 活動内容

ケローナ市内を観光し、ケローナの文化を学びます。また、バーベキューなどでケローナ市民との親交を深めます。

※前回は、博物館、美術館、ケローナ市役所、UBCO(大学)、カンガルーファーム等を訪問しました。

(7) 協力団体

ケローナ・春日井姉妹都市協会(Kelowna-Kasugai Sister City Association)

(8) 随行者及び添乗員

春日井市姉妹都市市民の会会員 1 名

株式会社ツーリストアイチ 1 名

3 応募資格

- (1) 春日井市内在住又は在学の令和8年度に高校1年生から大学4年生までの学生（24歳以下）であること。
- (2) 参加者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。
- (3) 春日井市姉妹都市市民の会の会員であること（会員でない方は、参加決定後に入会が必要です）。
- (4) 心身ともに健康で、説明会への参加が可能であり、規律ある団体行動ができること。
- (5) ケローナ市民来訪時のホームステイの受入れや観光案内などの姉妹都市交流事業に参加できること。
- (6) 令和8年10月に開催するケローナ青年大使歓迎会（報告会）に参加できること。

4 申込方法

(1) 受付期間

令和8年3月2日（月）～3月31日（火）【必着】

(2) 提出物・提出先

別紙「姉妹都市提携45周年 ケローナ訪問事業 申込書」に必要事項を記入のうえ、春日井市姉妹都市市民の会 事務局（市役所4階 企画政策課内）にメール、持参または郵送で提出してください。

※メールの場合は、PDF化したデータを添付

※持参の場合は、土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで

5 参加者の決定

令和8年4月下旬にメールで結果を通知します。

6 説明会・報告会

(1) 説明会

ア 日時

第1回 令和8年5月13日（水）午後6時～

第2回 令和8年7月29日（水）午後6時～

イ 場所

春日井市市民活動支援センター（春日井市春見町3番地）

(2) 報告会

春日井まつりに合わせて来訪するケローナ青年大使の歓迎会において、活動報告を行っていただきます。

ア 日時

令和8年10月18日（日）午後6時～（予定）

イ 場所

ホテルプラザ勝川（春日井市松新町1丁目5番地）

ウ 内容

現地で経験したことや感じたこと、今後の抱負などを2～3分程度で報告

7 事業実施主体

春日井市姉妹都市市民の会

事務局（企画政策課内）

〒486 - 8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

TEL：0568-85-6031

E-mail：kikaku@city.kasugai.lg.jp

8 その他

- (1) 説明会・報告会及びケローナ訪問中に撮影した写真をホームページなどに掲載する場合があります。
- (2) 参加者の都合でキャンセルする場合に生じる費用については、参加者の負担となります。

本ページの内容をご覧いただき、補償内容がお客様のご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

補償内容のご案内

海外旅行中の事故やトラブルは、意外と身近に起こるもの。ジェイアイの海外旅行保険は、旅の安心をお手

伝いします。

基本補償

様々なトラブル時の補償 < 詳細は「リスク細分型特定手続用海外旅行保険の概要」をご参照ください。 >

ケガや病気のトラブル



渡航先で食あたりを起こした場合の治療費

浴室での転倒による後遺障害

渡航先でひいた風邪の治療費

ハチに刺された場合の治療費

- 自動車の無資格運転、酒気帯び運転
- 治療目的の旅行、健康診断費用 など

持ち物のトラブル



渡航先でのパスポート盗難による再発給費用

スマホを落として画面が割れた場合の修理費

- 携行品の自然消耗、故障
- コンタクトレンズ、データの損害 など

航空機などの交通機関等のトラブル



航空機が欠航した場合のホテルの延泊費用

- 地震・噴火、これらによる津波が原因の場合
ただし海外で発生した地震・噴火、これらによる津波が原因の場合は補償します。
- 保険期間外に支出した費用
- 運行時間が定められていない交通機関の遅延や運休 など

他人へ損害を与えてしまった場合のトラブル



ホテルの部屋を水浸しにし、損害賠償責任が発生した場合の損害賠償金

- 法律上の損害賠償責任がない場合 など

補償します

補償しません

オプション補償

オプション 旅行キャンセル時の補償

旅行キャンセル費用補償特約(支払事由拡大型) / 旅行出発日の6か月前よりご契約可能

<クルーズ旅行向け>クルーズ旅行取消費用補償特約(支払事由拡大型) / 旅行出発日の1年前からご契約可能

○ こんな場合の旅行キャンセルによる取消料や違約料などを補償します



渡航先でテロが発生し、旅行をキャンセルした



本人や親族が3日以上入院または死亡し、旅行をキャンセルした

出国する空港や港へ向かうために搭乗予定の交通機関の運休や欠航、遅延による出国中止

出国日7日前以降のインフルエンザの発症

目的地での参加イベントの中止や延期

※旅行キャンセル費用補償特約(支払事由拡大型)とクルーズ旅行取消費用補償特約(支払事由拡大型)の同時セットはできません。

× 以下の場合には補償しません

- 日本国内における地震・噴火、これらによる津波
- 保険料領収前または契約日以前に、「リスク細分型特定手続用海外旅行保険の概要」記載の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合、既に入院を開始していた場合 など

ご注意

- 保険のご契約日と保険始期日(旅行出発日)が同一の場合、この補償特約のお申込みはできません。
- この特約の責任期間は保険期間(保険のご契約期間)とは関係なく、保険契約日の翌日午前0時より開始します。
- 保険の解約をする際に旅行取消費用が発生している場合は、この特約の保険料は返還しません。
- 保険金額(ご契約金額)は、出国を中止したことにより取消料、違約料などの名目で旅行業者等へ支払う額を目安にお選びください。
- コロナウイルス感染による出国の中止は継続して3日以上入院された場合に補償の対象となります。

オプション 旅行中断費用補償特約



本人や親族が入院または死亡し、旅行を中断して帰国した

○ こんな費用を補償します

航空運賃等交通費・ホテル代・通信費等

× 以下の場合には補償しません

- 日本国内における地震・噴火、これらによる津波
- 保険料領収前または出国日前日以前に、「リスク細分型特定手続用海外旅行保険の概要」記載の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合 など

ご注意

保険金額を設定の際は、旅行代金または途中で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額を目安とします。

オプション ペット預入延長保険金支払特約(犬・猫のみ)



帰国が遅れ、ペットの延泊を余儀なくされた

○ こんな費用を補償します

犬・猫を預けているペット専用施設*の延長費用

*ペット専用施設とはペットホテル・ペットショップ・ペット美容院等の有料施設をいいます。

× 以下の場合には補償しません

- 友人や知人など、ペット専用の有料施設以外へのペットの預け入れの場合
- 犬または猫以外のペットの場合 など

ご注意

- 被保険者個人の家庭において愛がん動物として飼育されている犬または猫を対象とします。
- お支払いする保険金は、ペット預入延長保険金日額(3,000円)に延長日数を乗じた額とし、引取予定日の翌日から起算して7日を限度とします。